



長野県報

5月14日(木)
平成27年
(2015年)
第2673号

目 次

告 示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾 病対策課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地 の変更の届出(保健・疾病対策課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(保 健・疾病対策課)	3
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知(6件)(森林づくり推進課)	3
保安林の指定の通知の掲示(森林づくり推進課)	5
犯罪被害者等早期援助団体に関する規則に基づく指定を受けた者からの代表者の氏名の変更の届出(警務課)	5

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課サービス産業振興室)	5
土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課)	6
土地改良区役員の就退任の届出(3件)(農地整備課)	6
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許課)	8

告 示

長野県告示第239号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 起業者の名称
佐久市
- 2 事業の種類
佐久南交流拠点施設整備事業並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
長野県佐久市伴野字芳田、字祢古田、字涌石及び字土手陰地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
佐久南交流拠点施設整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用

に供する施設に関する事業に該当する。また本件事業に伴う市道及び農業用水路付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第1号に掲げる道路法(昭和27年法律第180号)による道路に関する事業及び法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。よって、本件事業及び関連事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業及び関連事業の起業者である佐久市は、事業遂行について必要な財源措置を講じておらず、本件事業及び関連事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるところから、本件事業及び関連事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業及び関連事業の施行により得られる利益

起業地を含む佐久南地区では、近年人口減少や高齢化が市全体と比べて顕著である。これらを背景に、当地区では農業の担い手不足や耕作放棄地の増加、地域コミュニティの衰退が著しく進んでおり、農業振興はもとより地域の活性化に向けた取組みが喫緊の課題となっている。

また、当地区では中部横断自動車道の佐久南インターチェンジと国道142号とが交差しており、地域交通の結節点となっていることから、この優位性を活かした土地利用の具体策を検討中であった。

本件事業は、上記の状況に対応するために適正な規模の土

地を確保して、地場の農産物やその加工品の販売、飲食を提供する施設のほか、「道の駅」の認定要件を満たす交通情報の発信等を行う道路サービス施設及びイベントの開催できる広場等を備えた、交流拠点施設を整備するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

- (7) 農産物の販路が拡大するため、農業収入の増加が見込まれる。また交流拠点施設の運営には地元農業者が参画する予定であり、雇用機会が創出される。こうした効果から、農業の振興に繋がる。
- (イ) イベントの開催により住民同士の交流が促進され、地域コミュニティが活性化される。
- (ウ) 災害や大雪時に周辺住民や道路利用者の避難施設としての使用のほか、雪捨場や除雪車のチェーンベース等災害支援の拠点としての活用が可能である。

また、関連事業については、本件事業の施行により遮断される市道及び農業用水路の機能を維持するものであり、本件事業を施行するために欠くことのできないものである。

イ 本件事業及び関連事業の施行による影響

起業地の周辺は農地だが、建設する建物は平屋建で高さを抑え、日照を阻害することがないよう考慮されており、常夜灯を施設外縁部を避けて設置するため、農作物への影響は小さいと認められる。近接する住宅地がないため、夜間駐車等による騒音の影響も小さいと認められる。雨水については暗渠排水管を新設して片貝川に直接流して処理するため、既存の用水利用者に影響はない。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、佐久市教育委員会による試掘調査の結果、遺構・遺物は確認されなかった。

ウ 事業計画の合理性

本件事業及び関連事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性など社会的、技術的及び経済的観点から選定された2つの候補地について総合的に検討した結果、本件事業及び

関連事業の起業地が適切であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業及び関連事業の施行により得られる利益と本件事業及び関連事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業及び関連事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業及び関連事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、起業地を包含する佐久南地区においては、農業振興はもとより地域の活性化に向けた取組みは喫緊の課題である。また、平成29年3月には佐久市から佐久穂町までの間に、中部横断自動車道のインターチェンジが新たに3か所供用を開始することが予定されているため、それまでに施設から情報を発信し、完成施設及び佐久南地域への注目を集めることが重要である。

以上のことから、本件事業及び関連事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業及び関連事業に係る起業地及び収用地の範囲は、必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業及び関連事業の用に恒久的に供されることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業及び関連事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

佐久市役所地域局地域整備室

地域振興課

長野県告示第240号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
あん訪問看護ステーション 西鶴賀土屋薬局	茅野市宮川14792-1 長野市鶴賀西鶴賀町1473-1	平成27年5月1日
		平成27年5月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第241号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
安曇総合病院付属白馬診療所 北安曇郡白馬村大字神城21551	北アルプス医療センター白馬診療所 北安曇郡白馬村大字神城21551	平成27年4月1日
安曇総合病院 北安曇郡池田町大字池田3207-1	北アルプス医療センターあづみ病院 北安曇郡池田町大字池田3207-1	平成27年4月1日
安曇総合病院付属 メンタルケアセンターあづみ 北安曇郡池田町大字池田3169-1	北アルプス医療センター メンタルケアセンターあづみ 北安曇郡池田町大字池田3169-1	平成27年4月1日
訪問看護ステーションあづみ 北安曇郡池田町大字池田3207-1	訪問看護ステーションあづみ 北安曇郡池田町大字池田3207-1	平成27年4月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第242号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一
辞退予告期間終了年月日
平成27年4月1日

医療機関の名称	所 在 地
ねつみのわや薬局	東御市祢津1115-1

保健・疾病対策課

長野県告示第243号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪市大字湖南字内山2027の7から2027の11まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字内山2027の7、2027の10
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第244号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市大字静間字長坂6379、6390から6392まで、6393のイ、6398のイ、6399のイ、6415、6416、6418、字今和泉6495のイ、6511の1、6511の3、6512から6514まで、字命無尽6515から6527まで、6529の1、6529のイ、6530のイ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長坂6415、6416、字今和泉6514、字命無尽6517、6521

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第245号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐久市内山字神房64の13から64の17まで・66の7から66の9まで(以上8筆国有林)、59の1、64の1、64の3、64の5、64の6、66の1、字柳沢680、常和字曲り尾1974の4から1974の6まで、1982の1、1982の2、字四ツ岩2280の1、香坂字口明2038の1、字入大平2281の2、2281の3、字恩側2374、2405、志賀字東川立2654、2655、2657

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第246号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡南牧村大字海ノ口字湯沢奥862の5、大字海尻字清水原1644の6、1644の9、1644の10、字鞍馬原1654の1から1654の5まで、1654の7、1654の10、1654の13、字高石日向1917の4から1917の6まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第247号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡南相木村字西栗尾4954の1、字赤づら5089の15、字唐沢5168の1、5168の5から5168の7、5168の12、5168の16、5168の20、字唐沢向山5172の1、5172の3、字落合5193の1、5193の5、字火打石6075の1、6075の2、字二ツ橋6077の5、6079、字板小屋6097の2から6097の4、6097の7から6097の13まで、字ノク井6098の2から6098の4まで、6098の6から6098の10まで、字弥平5101の3、6101の5から6101の16まで、字アク石6108の3、6108の4、6108の6、6108の7、字サブイ6109の4、6109の5、6109の7から6109の11まで、字サワマタ6110の3、6110の4

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字北城字小平21049の2(国有林)、21049の1、字ぶたへ21055の2・21056の2・21058の2・21059の2(以上4筆国有林)、21055の1、21056の1、21058の1、21059の1、字古屋敷21060の2(国有林)、21060の1、字袖21006の2、字滝沢15927のロ、15928、字アサミカワラ15937、15938、15939の1、15939のロ、15940の1、15940のロ、15941のロ、15942の3、15942の6、15953の1、15954の1、15954の2、15954のロ、15955の1、15955の3、15955の4、字猿テコシ15959、15960、字滝15961の1、15961の2、15961のイの2、字猿手ブン15962、字屋バ上15966の1、15967の1、15967の4、15968の1、15972、字蔵前15976、字向山21048のロ、21048のホ、21048のヘ

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字ぶたへ21056の2・21059の2(以上2筆国有林)、21056の1、21059の1、字古屋敷21060の2(国有林)、21060の1
イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第249号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲

示しました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部守一

保安林指定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成27年4月15日付け農林水産省告示第864号(保安林の指定をする件)のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者氏名
諫訪市大字湖南字程沢火燈山日影林 8295-11	藤森 政幸

森林づくり推進課

長野県公安委員会告示第13号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 指定を受けた者の名称

特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター

2 変更事項

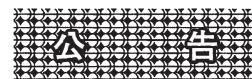
変更後 理事長 山田千代子

変更前 理事長 宮崎忠昭

3 変更年月日

平成27年5月16日

警務課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター塩尻店

塩尻市広丘堅石250-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社